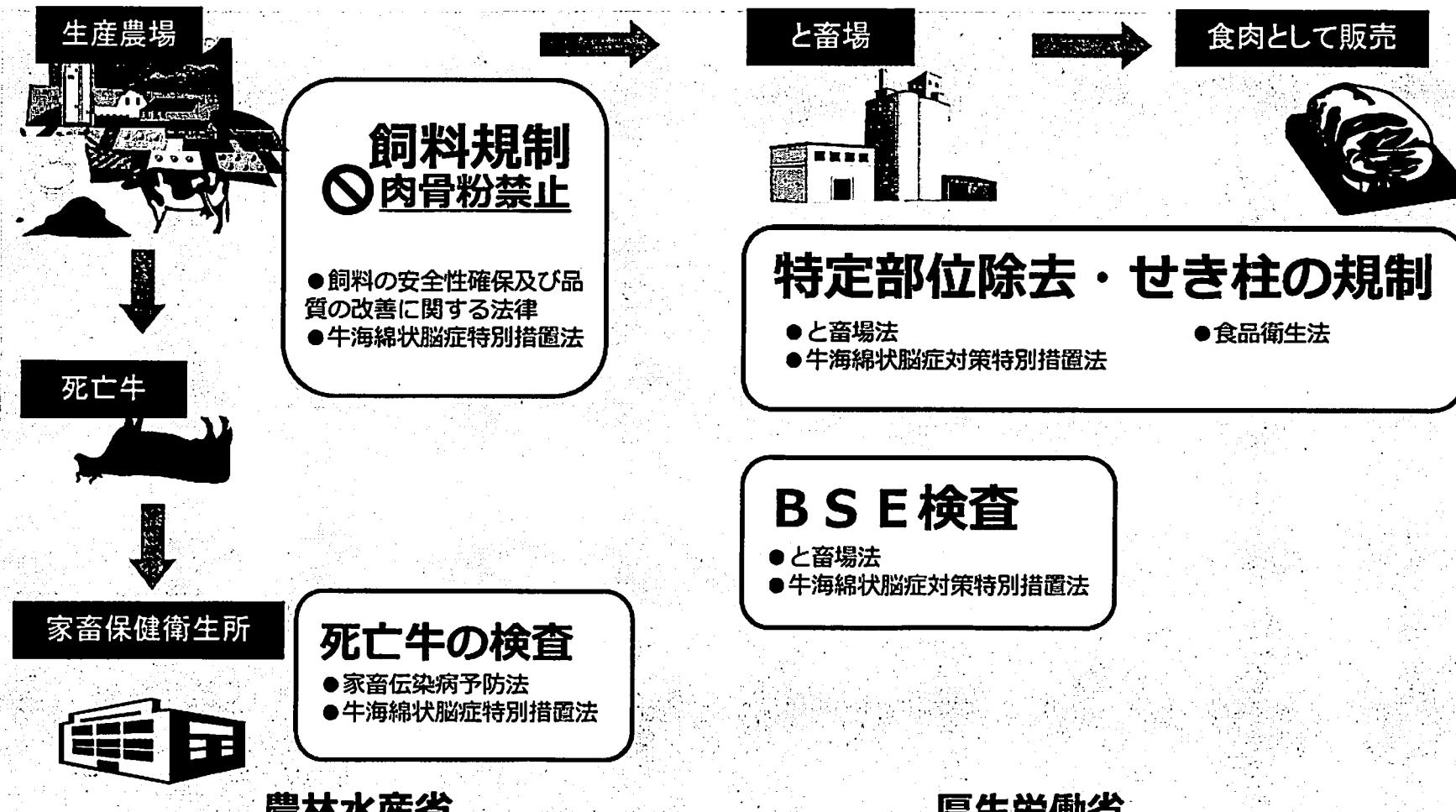


国内BSE対策の概要

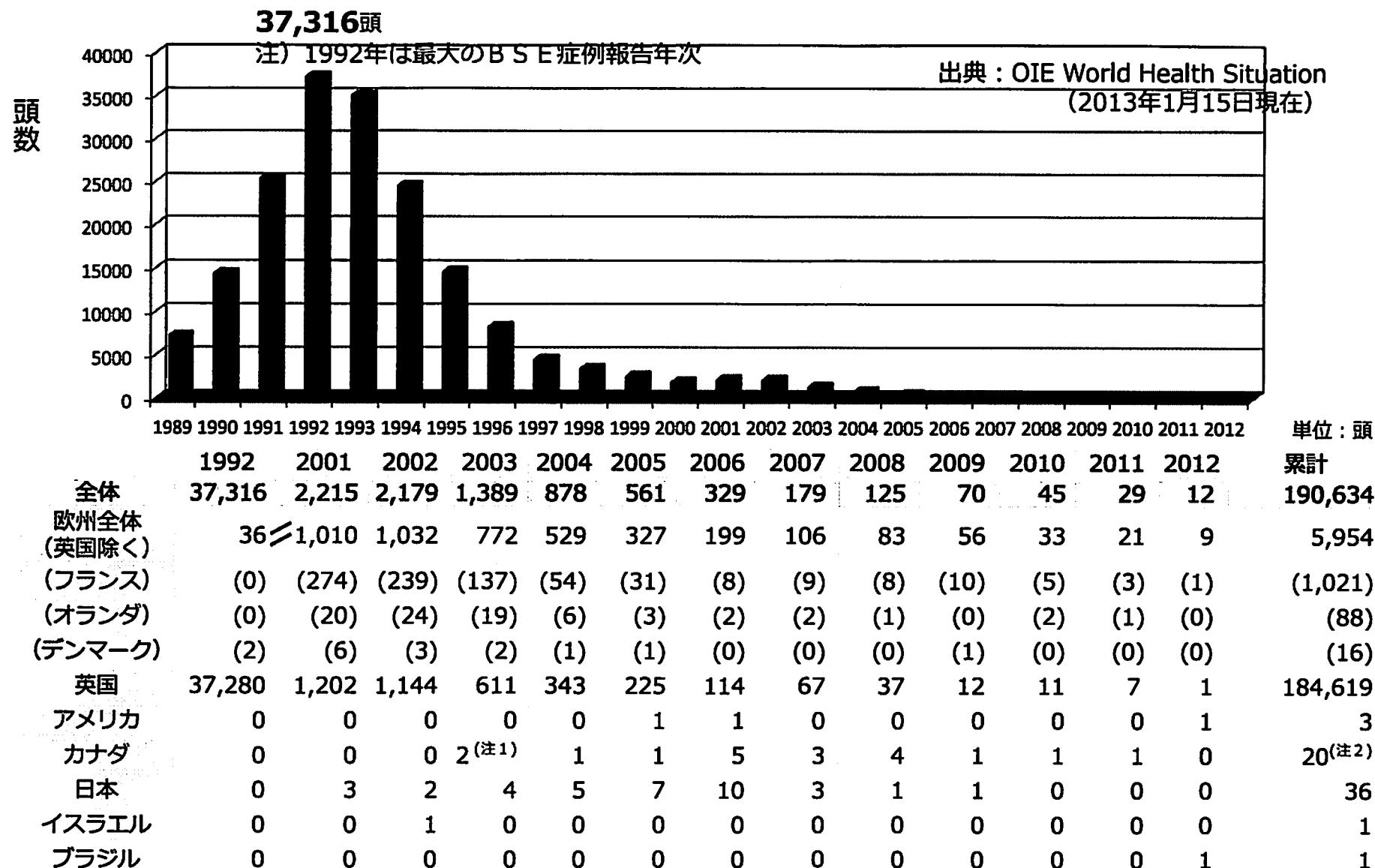
●飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注）個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

■ 世界のBSE発生件数の推移

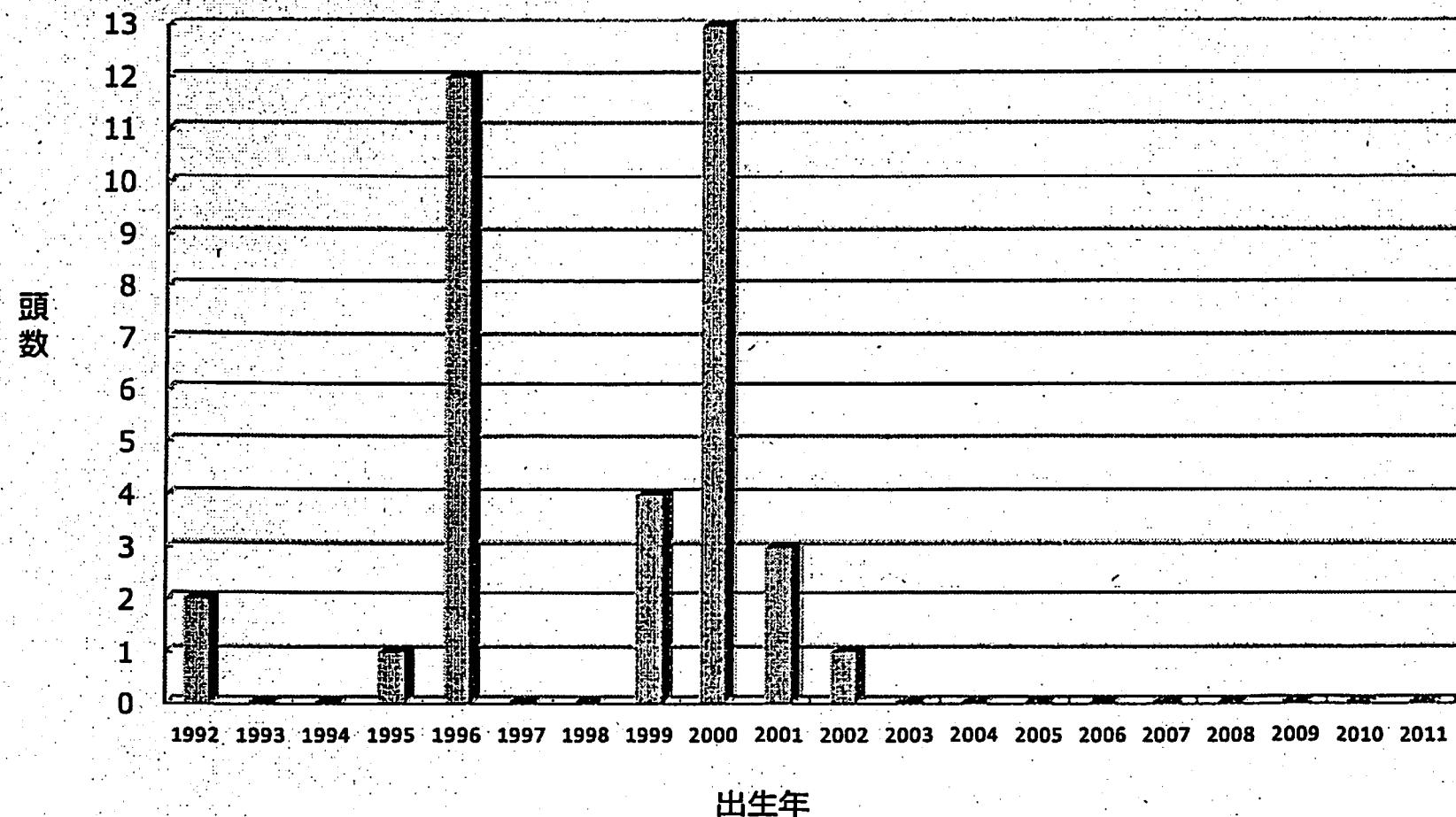


(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。

■ 国内のBSE検査陽性牛の出生年分布

- 飼料規制等の国内対策の結果、平成15年（2003年）以降に出生した牛からはBSE陽性牛は、確認されていない。



■ BSE対策の経緯

	国 内			輸 入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3					英國産:禁止 EU産:禁止
H12. 12					
H13. 9	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H13. 10	全頭検査	・せき柱も使用禁止	・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布	カナダ産:禁止 米国産:禁止	
H14. 6					
H15. 5					
H15. 12					
H16. 2					
H17. 8	21か月齢以上		・ピッキング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定	20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米国産の輸入手続停止	
H17. 12					
H21. 4					
H21. 5					
H25. 2		・30か月齢のせき柱使用禁止		30か月齢以下	フランス(30か月以下)、マラウイ(12か月以上)による輸入規制
H25. 4	30か月齢以上				

BSE対策の見直しについて

BSE対策を開始してから、10年以上が経過し、国内外のリスクが低下したことから、平成23年12月に、厚生労働省から食品安全委員会に評価を依頼し、平成24年10月に一次答申(BSE検査対象月齢の30か月齢への引き上げ等)が出され、本年2月1日、関係省令、告示、通知を改正した。

(参考) 食品安全委員会への質問、一次答申等の概要

1. 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき臍及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2. 輸入措置(米国、カナダ、フランス、オランダ)

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部(扁桃を除く。)、せき臍及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。
※フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

➡ 上記1. 及び2. について、「リスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる」との評価結果(一次答申)。

3. 國際的な基準を踏まえ、月齢の規制閾値(30か月齢)を更に引き上げた場合のリスクを評価。

➡ 現在、二次答申に向けて検討中。

輸入措置の見直し内容

従前(1/31まで)

食安委の一次答申
(24年10月)

食安委の二次答申
(未定)

輸入措置

<月齢制限>

<アメリカ、カナダ>
20か月齢以下
フランス、オランダは不可

<アメリカ、カナダ、フランス>
30か月齢以下
<オランダ>
12か月齢以下

(2月1日公布・施行)

月齢のさらなる引き上げは引き続き検討

<特定危険部位(SRM)の範囲>

全月齢の頭部、
せき髄、せき柱、
回腸

・全月齢の回腸、扁桃

(2月1日公布・施行)

国内措置の見直し内容

従前(3/31まで)

食安委の一次答申
(24年10月)

食安委の二次答申
(未定)

<BSE検査対象>※検査をすれば食べることは可能

20か月齢超

30か月齢超

30か月 + α

2月1日公布、4月1日施行

国
内
措
置

<特定危険部位(SRM)の除去の対象>

※特定危険部位にはBSEの原因となる異常プリオンたん白質がたまりやすい

全月齢の頭部、
せき髄、せき柱、回腸

・30か月齢超の頭部
(扁桃除く)、せき髄、
せき柱
・全月齢の回腸、扁桃

2月1日公布、4月1日施行
(せき柱は、2月1日公布・施行)

国産牛の検査費用の
補助(21か月齢以上)
については、本年4月
の段階では継続する
こととし、食品安全委
員会の2次答申の際
に見直す。

※ 5月下旬のOIE総会において「無視できるリスクの国」評価結果判明の見込み

■ 各国のBSE検査体制

	日本	米国	カナダ	EU	OIE基準
現行					
改正後 (4/1以降)					
食肉検査	20ヶ月齢超	30ヶ月齢超		72ヶ月齢超 ^(注3)	
	これまで1340万頭程度実施 (平成24年9月末現在)	-	-	※ブルガリア、ルーマニアについては、30ヶ月齢を超える健康牛の検査を実施	- ^(注4)
発生状況調査 ^(注1) (高リスク牛 ^(注2))	24ヶ月齢以上の死亡牛等	24ヶ月齢以上の死亡牛等	30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部	30ヶ月齢超の高リスク牛の一部	48ヶ月齢超の高リスク牛 30ヶ月齢以上の高リスク牛の一部
	これまで89万頭程度実施 (平成24年9月末現在)			※24ヶ月齢を超える牛の検査を実施している国あり	

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) 欧州委員会は、本年2月下旬～3月上旬以降、加盟国（ブルガリア及びルーマニアを除く）の判断により健康牛のBSE検査を廃止することが可能としている。

(注4) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めていない。